

佐渡地域における二級河川減災対策協議会 規約

(名称)

第1条 この会議は、水防法（昭和24年法律第193号）第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災対策協議会として「佐渡地域における二級河川減災対策協議会」（以下、「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、平成27年9月関東・東北豪雨や平成28年8月台風10号等により甚大な被害が発生したことを踏まえ、河川管理者、県、市等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、佐渡地域において氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

(対象河川)

第3条 協議会は、佐渡地域における別表1の85水系の全ての二級河川を対象とする。

(協議会の構成)

第4条 協議会は、別表2の職にある者をもって構成する。

2 また、別表3にある機関をアドバイザーに置く。

3 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

(協議会の実施事項)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

なお、実施に当たっては「佐渡地域における流域治水協議会」と連携し、共有・検討を行うものとする。

一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。

二 円滑かつ迅速な避難及び的確な水防活動等を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。

三 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、本協議会等を中心として、毎年出水期前に河川の合同巡視等を実施し、状況の共有を図る。

四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(会議の公開)

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については原則公表するものとする。ただし、個人情報等で公開することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

(事務局)

第8条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、新潟県佐渡地域振興局地域整備部及び佐渡市建設部建設課、佐渡市総務部防災課が共同して行う。ただし、第4条3項に関する事務は、主に新潟県佐渡地域振興局地域整備部河川・砂防課が行う。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第10条 本規約は、平成29年2月20日から施行する。

2 本規約は、平成30年6月26日から施行する。(一部改正)

3 本規約は、令和元年6月25日から施行する。(一部改正)

4 本規約は、令和3年6月7日から施行する。(一部改正)

5 本規約は、令和4年5月25日から施行する。(一部改正)

6 本規約は、令和7年5月26日から施行する。(一部改正)

別表-1

対象水系	河川数	管理延長 (km)	代表河川
黒姫川水系	1	1.92	黒姫川
歌見川水系	1	1.92	歌見川
馬首川水系	1	3.50	馬首川
和木川水系	1	3.50	和木川
玉川水系	1	1.37	玉川
白瀬川水系	1	3.96	白瀬川
北五十里川水系	1	0.87	北五十里川

対 象 水 系	河 川 数	管理延長 (km)	代 表 河 川
椿川水系	1	2. 2 1	椿川
羽黒川水系	1	2. 5 0	羽黒川
梅津川水系	6	8. 0 5	梅津川、水沢川、青竜川
外城川水系	1	3. 6 3	外城川
貝喰川水系	2	5. 1 8	貝喰川、稲葉川
長江川水系	1	4. 0 5	長江川
天王川水系	2	6. 3 5	天王川、歌滝川
久知川水系	1	8. 6 0	久知川
河崎川水系	1	4. 5 6	河崎川
真更川水系	1	2. 8 9	真更川
両尾川水系	1	2. 8 1	両尾川
大川水系	1	0. 9 5	大川
野浦川水系	1	2. 4 9	野浦川
東立島川水系	1	1. 0 3	東立島川
赤玉北川水系	1	1. 2 1	赤玉北川
立間川水系	1	0. 8 5	立間川
柿野浦川水系	1	0. 4 4	柿野浦川
東鶴島川水系	1	0. 3 2	東鶴島川
岩首川水系	1	2. 0 9	岩首川
浦之河内川水系	1	1. 6 7	浦之河内川
河内川水系	2	5. 1 1	河内川、白府川
腰細川水系	1	3. 3 0	腰細川
高川川水系	1	3. 6 8	高川川
中野川水系	1	1. 3 6	中野川
荒町川水系	1	2. 0 3	荒町川
柳沢川水系	1	1. 1 6	柳沢川

対 象 水 系	河 川 数	管理延長 (km)	代 表 河 川
堀切川水系	1	0. 9 9	堀切川
羽茂川水系	3	2 5. 5 5	羽茂川、山田川、尾平川
小比叡川水系	1	0. 9 8	小比叡川
泉財川水系	1	0. 7 2	泉財川
大浦川水系	1	0. 9 0	大浦川
椿尾川水系	1	1. 1 0	椿尾川
高崎川水系	1	1. 1 0	高崎川
西三川川水系	3	1 1. 7 0	西三川川、角間川、笹川川
三貫目川水系	1	0. 5 9	三貫目川
小川内川水系	1	6. 0 0	小川内川
真野川水系	1	2. 1 8	真野川
高立川水系	1	1. 5 8	高立川
国府川水系	3 1	1 3 1. 5 7	国府川、大野川、新保川
石田川水系	5	1 7. 5 0	石田川、山田川、方貝川
荒町川水系	2	4. 3 0	荒町川、三瀬川
沓掛川水系	1	0. 7 4	沓掛川
玄道川水系	1	1. 5 1	玄道川
播磨川水系	1	1. 9 1	播磨川
質場川水系	1	1. 8 2	質場川
羽二生川水系	1	1. 2 0	羽二生川
目観音川水系	1	1. 2 8	目観音川
海士町川水系	1	0. 8 0	海士町川
大仏川水系	1	1. 0 0	大仏川
間切川水系	1	1. 2 0	間切川
濁川水系	1	3. 3 5	濁川
水金川水系	1	1. 0 0	水金川

対 象 水 系	河 川 数	管理延長 (km)	代 表 河 川
小川川水系	1	1. 2 3	小川川
達者川水系	1	1. 0 8	達者川
小川（北狄）水 系	1	1. 8 0	小川（北狄）
北狄川水系	3	2. 6 0	北狄川、岩山川、下山川
中の坂川水系	1	0. 6 0	中の坂川
戸地川水系	1	5. 6 7	戸地川
松島川水系	1	0. 4 4	松島川
石花川水系	6	8. 5 0	石花川、小俣沢、ブイガ沢
小川水系	1	0. 6 6	小川
桜川水系	2	4. 3 0	桜川、北川内川
北立島川水系	1	2. 0 0	北立島川
安田川水系	2	3. 8 0	安田川、不動尊川
入川水系	4	7. 7 0	入川、小又川、白滝川
堀切川水系	1	0. 2 5	堀切川
孫助川水系	2	1. 8 0	孫助川、大梅川
小野見川水系	1	1. 6 0	小野見川
馬込川水系	1	0. 2 4	馬込川
石名川水系	1	2. 0 0	石名川
大倉川水系	1	2. 5 0	大倉川
堂の川水系	1	0. 4 5	堂の川
矢柄川水系	1	2. 0 0	矢柄川
関川水系	1	3. 0 0	関川
五十浦川水系	1	1. 0 0	五十浦川
岩谷口小川水系	1	0. 3 5	岩谷口小川
大川水系	1	2. 0 0	大川

対象水系	河川数	管理延長 (km)	代表河川
85水系	145河川	376.72	

別表－2

機 関 名	代 表 者
佐渡市	市 長
佐渡市消防本部	消 防 長
新潟県佐渡地域振興局	農林水産振興部長
	地域整備部長
新潟地方気象台	台 長
佐渡土地改良協会	会 長
国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター 新潟水源林整備事務所	所 長
農林水産省北陸農政局	地方参事官
林野庁関東森林管理局下越森林管理署	署 長

別表－3

機 関 名
(アドバイザー) 国土交通省北陸地方整備局河川部